

資料 7 国籍法 11 条 1 項と日本

②複数国籍の弊害？

1 国が主張する複数国籍の弊害

- ① 外交保護権の衝突
- ② 兵役義務の衝突
- ③ 納税義務の衝突
- ④ 適正な入国管理の阻害
- ⑤ 重婚の発生
- ⑥ 単一国籍者が得られない利益を享受する者の発生

2 検討結果の要約（詳細は別表）

① 外交保護権の衝突

国際慣習法やノッテボーム事件判決（国際司法裁判所 1955 年 4 月 6 日）で解決済み（甲 39-2、甲 14・117 頁、甲 11・32～35 頁）

また、衝突を避けたいなら、具体的状況に応じて外交保護権（具体的には相手国への損害賠償請求権）を行使しなければよい。

② 兵役の衝突

日本に兵役はない。現在の憲法は徴兵制度を禁止しており（憲法 13 条、18 条、1980 年 12 月 5 日提出の政府答弁書）、非現実的な想定。

仮に生じうるとしても、衝突（重複）による不利益への対処は個人の選択の問題。重複を避けたいなら、いずれかの国籍の離脱や良心的兵役拒否もありうる。国が先回りして心配し、日本国籍をはく奪して回避すべき問題ではない。

③ 納税義務の衝突

納税義務は通常、国籍によらない。国籍による納税義務を日本政府が創設した場合、それが嫌な複数国籍者は日本国籍を離脱して解決できる。国が先回りして心配し、日本国籍をはく奪して回避すべき問題ではない。

④ 適正な入国管理の阻害

日本国籍者の日本への入出国は憲法上の権利として保障されている。有効な旅券を用いる限り、阻害はない。

出国・入国で異なる旅券が使われたとしても、具体的場面を想定して検証すれば実害がないことがわかる。

「二重国籍の方が外国のパスポートで日本に入ってから日本でパスポートを取って出国すると不法残留に数字上は載ってしまいます。これは別に実害があるわけではありません」（2006 年 3 月 16 日参議院法務委員会、河野太郎法務副大臣の答弁）

⑤ 重婚の発生

複数国籍とは無関係。

⑥ 単一国籍者が享受できない利益を享受する者の発生

法律論ではなく単なる感情論。意味不明。

資料7別表 国の主張する複数国籍の弊害の整理

(1) 外交保護権の 衝突(重複)	①国籍国同士が互いに相手国に対し外交保護権を主張する場合	相互に外交保護権を行使できない(国籍法抵触条約第4条)が国際慣習法。 (憲法98条2項:確立された国際法規の遵守義務)	甲39-2
	②国籍国の一方が第三国に対し外交保護権を主張した場合で当該第三国はその国を本人の帰属国として扱ってよいか問題となる場合	ノッテボーム事件で示された「実効的国籍の原則」が国際慣習法。 (憲法98条2項:確立された国際法規の遵守義務)	甲14(117頁) 甲11(32~35頁)
		①と②のいずれの場合も、外交保護権不行使による解決も可能。	この「不行使」なら、生来的複数国籍などを含むすべての複数国籍者について、外交保護権の衝突を回避できる。 行使のタイミングを選べる点でも合理的。
小括	複数国籍を防止・解消しなくても”弊害(衝突)”は防ぐことが可能。 国際慣習法に基づく解決は憲法上の義務でもある。		
(2) 兵役義務の 衝突(重複)	徴兵制度が禁止されている現憲法下では生じ得ない。 政府も徴兵制は違憲であるとしている。 兵役の衝突を”弊害”として挙げるのは異様。	徴兵制は憲法13条、18条などの規定の趣旨により違憲(1980年12月5日提出の政府答弁書。浅野一郎=杉原泰雄監修『憲法答弁集1947-1999』227頁(2003)、甲135)	長谷部恭男編「註釈日本国憲法(2)」259頁(2017年)、甲40
	仮に日本が憲法を改正して兵役を復活させたと想定して議論するとしても。。	具体的場合において衝突(重複)したいずれの兵役を優先するかは個人が選択すべきこと。問題の起きていない段階で国があらかじめ日本国籍を奪って解決すべきではない。	外国の兵役を選択して日本に対する軍事作戦に参加することが複数国籍の日本国民に許されないとする根拠は、憲法に基づく”立憲民主主義社会”の破壊行為だからであると考えられ、刑法82条(外患援助罪)で対応済み。
小括	兵役を許容する憲法を新たに制定しない限り、衝突は生じない。現憲法が徴兵制を許容すると考えたとしても、衝突を避けたいのであれば本人が一方の国籍を離脱することで解消できるのだから、本人の意思に基づく回避・解消に任せるべき。		

資料7別表 国の主張する複数国籍の弊害の整理

(3) 納税義務の 衝突(重複)	米国を除く多くの国（日本を含む）の基本は、国民にではなく住民に課税する制度なので、複数国籍を理由とする納税義務の衝突はない。米国が高額所得の在外邦人に所得税を課すことは、単一国籍でも複数国籍でも同じなので、複数国籍の問題ではない。（甲111（114頁）） 1984年4月3日衆院法務委、枇杷田法務省民事局長：複数国籍者のメリットを問われて、「税金その他の関係につきましてはそれぞれ大体所得の生じたところで課税されるということでございますので、それほど差異はなかろうかと思います」（甲41）。 つまり、複数国籍によって納税義務の衝突が生じるとは考えるのは非現実的。		
	複数の国の税制の調整は租税条約で行うのが一般的で、租税条約による調整は憲法の定める国際協調主義（憲法前文第3段）に適う。 日本と租税条約を締結している国は152カ国・地域（2023年4月1日時点、財務省HP。別紙参照）。米国との間でも日米租税条約がある。		
小括	複数国籍によって納税義務の衝突（重複）という事態は、①日本が（将来）国籍に基づく課税制度を新設し、②同じく国籍に基づく課税制度を有する外国があり、③日本とその外国が、両国の国籍を持つ複数国籍者に対して、国籍を根拠とする徴税をそれぞれ行おうとし、④しかも租税条約による調整がなされていない場合に、初めて生じる。 →極めて特殊な事態であり、当面は生じる見込みもない。複数国籍によって納税義務の衝突（重複）が生じるというのは非現実的な机上の空論。 しかも、その場合の納税義務の衝突を本人が避けたいと望むのであれば、日本国籍かもう一方の国籍かいずれかを離脱することで回避が可能。 どちらの国籍も維持したいと本人が望むのであれば、いずれかまたは両方の国の税制度の改正や租税条約の締結を求めるなど、国籍国の政府に働きかけるという方法もある。 <u>納税義務の重複という個人の不利益と、日本国籍喪失という個人の不利益とどちらを重視するかは個人が決めるべきこと。国が後者の不利益を一方的に押し付けるのは、自己決定権の侵害で「個人の尊重」原理違反（憲法13条）。日本政府が先回りして心配し、日本国籍を本人の意思に反してでも消滅させて解決すべき問題ではない。</u>		

資料7別表 国の主張する複数国籍の弊害の整理

(4) 適正な入国管理の阻害	外国人に対する適正な入国管理とは	① 入国に関して、(i) 旅券と本人の同一性の確認、(ii) 入国の許可に必要な条件を満たしているかの審査、(iii) 法定の上陸拒否事由に該当しないかの審査 ② 在留期間中に関して、在留期間更新や在留資格変更等の審査 ③ 出国に関して、(i) 法定の退去強制事由に該当する者の退去の強制、(ii) 出国の確認等の管理 が主たる内容。(「出入国管理及び難民認定法 逐条解説改訂第四版」(坂中英徳他) 甲42) →外国人の入国に際して旅券と本人の同一性を確認するのは、退去強制歴などの上陸拒否事由に該当する事由の有無を判断し、これらのある者の上陸を阻止するため。
	日本国民に対する適正な出入国管理とは	「<u>日本人の日本からの出国と日本への帰国は、日本国民が有する憲法上の権利として保障されている</u>。このように出国・帰国の権利を有する日本人と、本来的に入国・在留の権利を有しない外国人を<u>同じ出入国管理の下に置くのは適当ではない</u>。そこで、入管法は、外国人の出入国管理に関する規定の置かれている章とは別立てとして、本章において日本人の出国及び帰国の手続について規定したものである。」(前掲書771頁) →入管法は、出入国の事実と出入国時に有効な旅券を所持することを確認するのみ(入管法60条、61条)、。 したがって、<u>日本国籍を有する複数国籍者について、有効な旅券での出入国がなされる限り、適正な出入国管理の阻害は生じない</u>。
	たとえば、 ①複数国籍者が 入国時：外国旅券 出国時：日本旅券 を使用した場合	日本国民に憲法上の権利として保障された出入国の権利の行使である。<u>適正な出入国管理の阻害は生じない</u>。 外国旅券で入国した本人と、日本旅券で出国する本人との<u>同一性を、出国時には確認できないが</u>、その場合に生じるのは「統計上不法残留に載ってしまう」ということだけで<u>実害はない</u>。 「二重国籍の方が外国のパスポートで日本に入ってこられて日本でパスポートを取って出国すると不法残留に数字上は載ってしまいます。これは別に実害があるわけではありません」(2006年3月16日参議院法務委員会、河野太郎法務副大臣の答弁、甲43)

資料7別表 国の主張する複数国籍の弊害の整理

	②複数国籍者が 入国時：日本旅券 出国時：外国旅券 を使用した場合	日本国民に憲法上の権利として保障された出入国の権利の行使である。 <u>適正な出入国管理の阻害は生じない。</u> 出国時に、他人名義旅券による不法入国あるいは密入国を疑われることになり、本人は自分が日本国籍を有すること及び日本旅券で入国したことを申告するであろうから、外国旅券で入国した本人と、日本旅券で出国する本人との、 <u>同一性は確認される。</u> 統計上の不法滞在も生じず、前記①にも増して <u>実害がない。</u>
	③複数国籍者が 出国時：外国旅券 入国時：日本旅券 を使用した場合	日本国民に憲法上の権利として保障された出入国の権利の行使である。 <u>適正な出入国管理の阻害は生じない。</u> ア 左欄の出国の前提として外国旅券で入国した場合 左欄の出国時に、外国旅券で入国した本人と、外国旅券で出国しようとする本人との、 <u>同一性は確認できる。</u> 統計上の不法滞在も生じず、前記①にも増して <u>実害がない。</u> イ 左欄の出国の前提となる外国旅券での入国がない場合 日本で生まれ育ち日本国内で外国旅券を取得した者が、日本旅券を取得できていなかったため、外国旅券で出国し、出国先で日本旅券を取得した後、日本旅券で入国した場合が想定できる。統計上の不法滞在も生じず、前記①にも増して <u>実害がない。</u>
	④複数国籍者が 出国時：日本旅券 入国時：外国旅券 を使用した場合	日本国民に憲法上の権利として保障された出入国の権利の行使である。 <u>適正な出入国管理の阻害は生じない。</u> ア 左欄の出国の前提として外国旅券で入国していた場合 左欄の入国時に、出国記録のない外国旅券で2回連続入国することになり、他人名義旅券による不法入国あるいは密入国を疑われ、本人は自分が日本国籍を有すること及びこれまでの出入国の経緯を申告するであろうから、外国旅券で入国しようとした本人と、日本旅券で出国した本人との、 <u>同一性は確認される。</u> 統計の修正が可能なので、前記①にも増して <u>実害がない。</u> イ 外国旅券での入国が初めての場 日本で生まれ育ち日本国内で日本旅券を取得した者が、日本旅券で出国し、出国先で外国旅券を取得した後、外国旅券で入国した場合が想定できる。しかし、日本で生まれ育った者が、日本国籍があるのに、わざわざ外国人として上陸審査を経て日本に入国し、在留カードを取得し、その後も在留資格の更新・変更など煩わしい手続きを行い、転居や身分関係の変更の度に在留カードの変更申請を行い、転職すると出入国在留管理庁に報告し、交通事故でちょっとした怪我を相手に負わせただけで退去強制になるリスクを負いながら、外国人として日本で生活するメリットはない。 <u>非現実的な想定である。</u>

資料7別表 国の主張する複数国籍の弊害の整理

	⑤複数国籍者が 入国時：日本旅券 出国時：日本旅券 を使用した場合	日本国民に憲法上の権利として保障された出入国の権利の行使である。 <u>適正な出入国管理の阻害は生じない</u> 。 入国した本人と出国する本人の <u>同一性は確認できる</u> 。 ・複数国籍者が日本と他方国籍国を移動する際、日本への入出国時には日本旅券を使用し、他方国籍国への入出国時には他方国籍国の旅券を使用するのが一般的。日本の入管当局も、少なくとも日本側としてはこのような方法で問題ない、との対応をしている。
	⑥複数国籍者が 出国時：日本旅券 入国時：日本旅券 を使用した場合	日本国民に憲法上の権利として保障された出入国の権利の行使である。 <u>適正な出入国管理の阻害は生じない</u> 。 出国した本人と入国する本人の <u>同一性は確認できる</u> 。統計上の不法滞在も生じず、前記①にも増して <u>実害がない</u> 。
	⑦複数国籍者が 入国時：外国旅券 出国時：外国旅券 を使用した場合	日本国民に憲法上の権利として保障された出入国の権利の行使である。 <u>適正な出入国管理の阻害は生じない</u> 。 入国した本人と出国する本人の <u>同一性は確認できる</u> 。統計上の不法滞在も生じず、前記①にも増して <u>実害がない</u> 。
	⑧複数国籍者が 出国時：外国旅券 入国時：外国旅券 を使用した場合	日本国民に憲法上の権利として保障された出入国の権利の行使である。 <u>適正な出入国管理の阻害は生じない</u> 。 ア 左欄の出国の前提として外国旅券で入国した場合 左欄の出国時に、外国旅券で入国した本人と、外国旅券で出国しようとする本人との、 <u>同一性は確認できる</u> 。統計上の不法滞在も生じず、前記①にも増して <u>実害がない</u> 。 イ 左欄の出国の前提となる外国旅券での入国がない場合 日本で生まれ育ち日本国内で外国旅券を取得した者が、日本旅券を取得していないため、外国旅券で出国し、外国旅券で入国した場合が想定できる。外国旅券で出国した本人と、外国旅券で入国しようとする本人との、 <u>同一性は確認できる</u> 。統計上の不法滞在も生じず、前記①にも増して <u>実害がない</u> 。
	⑨複数国籍者が 入国時：外国旅券 出国時：外国旅券 を使用した場合	日本国民に憲法上の権利として保障された出入国の権利の行使である。 <u>適正な出入国管理の阻害は生じない</u> 。 入国した本人と出国する本人の <u>同一性は確認できる</u> 。統計上の不法滞在も生じず、前記①にも増して <u>実害がない</u> 。
小括	いずれの場合も、日本国民に憲法上の権利として保障された出入国の権利の行使であり、 <u>適正な出入国管理の阻害は生じないし、実害もない</u> 。	

資料7別表 国の主張する複数国籍の弊害の整理

(5) 重婚の発生	①一夫一婦制の国のみ が関わる場合の重婚	外国で成立した婚姻（法の適用に関する通則法24条2項により日本国内でも有効とされる婚姻）が日本人当事者の本籍地に届け出られず、その婚姻が戸籍に記載されていないという戸籍上の独身状態が利用されて、別の婚姻が成立した場合に生じる。	日本国籍の単一国籍者にも生じる。 つまり、 <u>複数国籍とは無関係。</u>
	②一夫一婦制でない国 が関わる場合の重婚	一夫多妻制を認める国の国籍と日本国籍を有する「複数国籍の男性」が、既に婚姻をしているのにさらに婚姻しようとする場合、その婚姻は他方国籍国の法律では適法な複婚となり得るが、日本の民法によれば違法な重婚となる。	同様の事態は、一夫多妻制を認める国の国籍のみを有する「単一国籍の男性」が、既に婚姻をしているのに日本国籍を有する「単一国籍の女性」とさらに婚姻しようとする場合にも生じる。 つまり、 <u>複数国籍とは無関係。</u>
小括	<u>複数国籍とは無関係。</u>		
(6) 単一国籍者が 得られない利 益を享受する 者の発生	複数国籍者が他方国籍国において自国民としての権利を与えられるのは、その国の法律が自国民に対して権利や自由を保障していることの結果である。	他国が自国民に保障する権利や自由について、日本の憲法が保障するとか保障しないとかを論じるのは無意味。複数国籍者は、それぞれの国において提供される便益を享受するとともにそれぞれの国において課される義務を負担する。それを「保護に値しない」「我が国の憲法によって保障されているものとは解しがたい」などとするのは、あたかも他国の法律による権利利益の享受や義務負担に日本政府が介入するかのようで、 <u>まったく論外の議論。</u>	

資料7別表 国の主張する複数国籍の弊害の整理

	外国においてその国の国民としての便益を享受している以上、さらに日本国籍を保有させることによって<u>日本の憲法や法律が保障する便益を享受させる必要はない</u>、という主張か？	このような主張を前提にすると、外国国籍を有する日本国籍者の権利利益は、外国国籍者がたまたま日本国籍も持っているため事実上享受しているに過ぎず、法律上の保護の対象ではなくなり、制限・剥奪したり、さらには複数国籍者の日本国籍を剥奪することも国家の裁量（国会の立法裁量）で自由に行える、ということになってしまう。	日本国籍の重要性（「我が国の構成員としての資格であるとともに、我が国において基本的人権の保障、公的資格の付与、公的給付等を受ける上で意味を持つ重要な法的地位」（2008年6月4日最高裁大法廷判決））を踏まえるなら、複数国籍者の日本国籍を自由に剥奪できるとする考えは誤りである。 また、1984年改正において国籍法が複数国籍の発生を広く認め、複数国籍の解消を国籍選択制度によって本人の意思に委ねた国籍法の問題、さらに本人の意思を尊重して選択催告制度も運用していない日本政府の複数国籍に対する姿勢に真っ向から矛盾する。
小括	法的な主張ではなく、感情論。法律論ではなく言いがかり。		
結論	複数国籍の弊害のおそれとされるものは、 ① 現憲法下では生じないもの（兵役義務の衝突・重複） ② 複数国籍とは無関係なもの（所得の発生地を根拠に課税するという一般的な課税制度における納税義務の衝突・重複、重婚の発生） ③ 生じないし、想定が非現実的なもの（適正な出入国管理の阻害「上記④イ」） ④ 生じないし、実害のないもの（適正な出入国管理の阻害「上記④」イ以外） ⑤ 法律議論とは無関係なもの（単一国籍者が得られない利益を享受する者の発生） ⑥ 複数国籍の防止・解消以外に解決方法があるもの（国際慣習法や外交保護権の不行使で解決できる外交保護権の衝突、租税条約や国籍離脱で解消できる納税義務の衝突・重複ほか） である。 日本国籍の剥奪を正当化できるほどに強い要請があるとは考えられない。		

資料7別表 国の主張する複数国籍の弊害の整理

国の姿勢に対する疑念	複数国籍の”弊害”を解消する方法があるのに（たとえば外交保護権の衝突については国際慣習法に従った実践。この方法を取ることは憲法上の義務）、<u>国家機関・行政機関が、それを怠り、国民に日本国籍喪失という甚大な不利益を押し付ける。</u> <u>これは著しい怠慢あるいは職務放棄であり、国民と国家、国民と公務員との関係を主客転倒させて権力を私物化することではないのか。</u> 国民の「奉仕者」（憲法15条2項）である公務員による、<u>国民に対する悪質極まりない背信行為</u>ではないのか。 根底には<u>複数国籍者に対する偏見と差別意識</u>が潜んでいないか。 「我が国は、国民に対し、種々の義務や負担を課する反面として、その統治権に服する者に対して、積極的に人権の享有主体性を認め、主権者として国政に参画させる権利を保障」する（第一審における国の2022年11月18日付第1準備書面67頁の記述。国の訴訟代理人は同審第3回期日（2023年3月13日）において、出典となる文献がないこと、及びこれが国の見解であることを認めた。）という日本政府の封建主義的な公式見解、明治憲法的な人権観が、影響しているのではないか。		